

## 西尾市日本語能力試験受験助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、外国人市民の主体的な日本語学習意欲を最大限支援するため、公益財団法人日本語国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（以下「試験」という。）を受験した場合、その受験料相当額の一部を助成する事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

### (助成対象者)

第2条 本事業の対象となる者は、第4条に規定する申請日時時点で西尾市内に住所を有し、本事業の助成申請年度に実施される試験を受験している者とする。  
なお、受験のレベルは問わないものとする。

### (助成内容)

第3条 前条に該当する者に対して、2,000円分の商品券を給付する。

### (交付申請等)

第4条 助成を受けようとする者は、試験を受験した翌々月の末日までに、日本語能力試験受験助成事業申請書（別紙様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 日本語能力試験合否結果通知書の写し
- (2) 在留カードの写し又は市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により助成の申請があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、前条に規定する助成を行うものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。